

令和3年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	涌田漁港の漁港施設
所在地	下関市豊浦町大字涌田後地
指定管理者	団体名称 黒井漁業協同組合
	代表者 代表理事組合長 川口 克美
	団体所在地 下関市豊浦町大字涌田後地754-1
モニタリングの 実施方針・方法 等	<p>本施設の管理運営業務の確認にあたっては、管理運営状況を事業報告書、実地調査、指定管理者へのヒアリング等により把握しました。</p> <p>その後、指定管理者の選定に用いた選定基準等に示された項目ごとに、次葉の通り、具体的な業務の実施状況等についての確認結果をコメントしたうえで、「モニタリングの総合コメント」及び「今後の業務改善に向けた考え方」を記載しました。</p>
担当部課 (問合せ先)	下関市役所豊浦総合支所 建設農林水産課
	TEL : 083 - 772 - 4032
	E-mail : tunourin@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

■ 目標値の達成度

施設の性質上、目標値は設定していません。

■ モニタリングの総合コメント

漁港施設は、本来、漁業根拠地として漁船の停係泊や漁業者の就労条件の確保等のために整備された公共施設ですが、プレジャーボート等による漁港利用のニーズに応えるため、漁港本来の目的を阻害しない範囲内において市長が「漁船以外の船舶」に対して停係泊の許可を与えることができる区域を指定し、その区域内にある漁港施設及びその背後地等の管理運営について指定管理制度を導入し、漁船とプレジャーボート等による漁港利用の調整を図っています。管理運営業務の実施状況については、漁業協同組合として船舶の保管に関する知識及び経験を活用して漁業者との適切な調整に努めており、施設の維持管理等についても適切に行われていることから、総合的に判断して良好と評価します。

■ 今後の業務改善に向けた考え方

漁業従事者と漁船以外の船舶の所有者とのトラブルが生じたケースはなく、地元漁業協同組合として引き続き円滑な調整等の実施を求めます。

合目的性・公平性・効果性

漁船以外の船舶の係留が可能な施設として、その係留許可及び漁船（漁業者）との調整を適切に実施するなど、基本協定の目的に沿った運営が行われました。また、施設利用の許可等について利用者からの苦情等は特になく状況でした。

機能性・独創性(事業への具体的な取り組み方)

基本協定及び事業計画に則った管理運営の推進が図られました。施設の利用者に対しては漁港利用ルールの周知を図るなど、漁船とプレジャーボート等の漁港利用調整に努めていました。

責任性・実行性(施設の運営体制や組織)

業務に必要な管理責任者を配置し、当該施設の管理運営業務を適切に実施していました。

明瞭性・規律性(適正な事務や経理)

利用料金の徴収について、適正に処理されていました。支出については、一部改善を要する点がありますが、概ね適正に処理され、領収書や経理関係調書も整理されていました。また、施設の使用許可手続きについて、一部改善を要する点がありますが、概ね適正に処理されていました。

安全性(安全管理、緊急時等の対応)

定期的な施設や係船等の状況把握に努め、利用者の安全確保及び利便向上に努めていました。また、緊急時に対応する連絡体制の確立が行われていました。

社会性(環境等への配慮)

施設の性質上、対応に限りはありますが、港内美化の周知を行うとともに、定期的な清掃活動に努めていました。また、山口県内の漁業者が水産資源保護のために自主的に行っている一斉休漁日などの取組について、漁船以外の船舶等の所有者に対して周知するなど、水産資源保護の推進に努めていました。

経済性

事業収支について、収支ともに当初計画を下回ったものの、そのバランスは均衡を保っており、適正に執行されていました。安定的かつ継続的に本施設を管理運営できる範囲内であると認められます。

経営の健全性

財務諸表等を参考にした経営分析の結果、一部問題はあるものの、2年に1度山口県が立ち入り検査を行っていることや毎年、全国漁業協同組合連合会による検査も適切に実施されていることから、指定管理者として適切と判断しました。

令和4年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	涌田漁港の漁港施設
所在地	下関市豊浦町大字涌田後地
指定管理者	団体名称 黒井漁業協同組合
	代表者 代表理事組合長 川口 克美
	団体所在地 下関市豊浦町大字涌田後地754-1
モニタリングの 実施方針・方法 等	<p>本施設の管理運営業務の確認にあたっては、管理運営状況を事業報告書、実地調査、指定管理者へのヒアリング等により把握しました。</p> <p>その後、指定管理者の選定に用いた選定基準等に示された項目ごとに、次葉のとおり、具体的な業務の実施状況等についての確認結果をコメントした上で、「モニタリングの総合コメント」及び「今後の業務改善に向けた考え方」を記載しました。</p>
担当部課 (問合せ先)	下関市役所豊浦総合支所 建設農林水産課
	TEL : 083 - 772 - 4032
	E-mail : tunourin@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

■ 目標値の達成度

施設の性質上、目標値は設定していません。

■ モニタリングの総合コメント

漁港施設は、本来、漁業根拠地として漁船の停係泊や漁業者の就労条件の確保等のために整備された公共施設ですが、プレジャーボート等による漁港利用のニーズに応えるため、漁港本来の目的を阻害しない範囲内において市長が「漁船以外の船舶」に対して停係泊の許可を与えることができる区域を指定し、その区域内にある漁港施設及びその背後地等の管理運営について指定管理制度を導入し、漁船とプレジャーボート等による漁港利用の調整を図っています。管理運営業務の実施状況については、漁業協同組合として船舶の保管に関する知識及び経験を活用して漁業者との適切な調整に努めており、施設の維持管理等についても適切に行われていることから、総合的に判断して良好と評価します。

■ 今後の業務改善に向けた考え方

漁業従事者と漁船以外の船舶の所有者とのトラブルが生じたケースはなく、地元漁業協同組合として引き続き円滑な調整等の実施を求めます。

基本的な考え方(施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮)

合目的性・公平性・効果性

漁船以外の船舶の係留が可能な施設として、その係留許可及び漁船(漁業者)との調整を適切に実施するなど、基本協定の目的に沿った運営が行われました。また、施設利用の許可等について利用者からの苦情等は特になく状況でした。

業務内容

機能性・独創性(事業への具体的な取り組み方)

基本協定及び事業計画にのっとり管理運営の推進が図られました。また、施設の利用者に対しては漁港利用ルールの周知を図るなど、漁船とプレジャーボート等の漁港利用調整に努めていました。

責任性・実行性(施設の運営体制や組織)

業務に必要な管理責任者を配置し、当該施設の管理運営業務を適切に実施していました。

明瞭性・規律性(適正な事務や経理)

利用料金の徴収について、適正に処理されていました。支出については、一部改善を要する点がありましたが、市の指示を踏まえて速やかに改善し、以降は適正に処理され、領収書や経理関係調書も整理されていました。また、施設の使用許可手続について、一部改善を要する点がありますが、概ね適正に処理されていました。

安全性(安全管理、緊急時等の対応)

定期的な施設や係船等の状況把握に努め、利用者の安全確保及び利便向上に努めていました。また、緊急時に対応する連絡体制の確立が行われていました。

社会性(環境等への配慮)

施設の性質上、対応に限りはありますが、港内美化の周知を行うとともに、定期的な清掃活動に努めていました。また、山口県内の漁業者が水産資源保護のために自主的に行っている一斉休漁日などの取組について、漁船以外の船舶等の所有者に対して周知するなど、水産資源保護の推進に努めていました。

事業収支

経済性

事業収支について、収支ともに当初計画を下回ったものの、そのバランスは均衡を保っており、適正に執行されていました。安定的かつ継続的に本施設を管理運営できる範囲内であると認められます。

団体の経営状態

経営の健全性

財務諸表等を参考にした経営分析の結果、一部問題はあるものの、2年に1度山口県が立入検査を行っていることや毎年、全国漁業協同組合連合会による検査も適切に実施されていることから、指定管理者として適切と判断しました。

令和5年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	涌田漁港の漁港施設
所在地	下関市豊浦町大字涌田後地
指定管理者	団体名称 黒井漁業協同組合
	代表者 代表理事組合長 川口 克美
	団体所在地 下関市豊浦町大字涌田後地754-1
モニタリングの実施方針・方法等	<p>本施設の管理運営業務の確認にあたっては、管理運営状況を事業報告書、実地調査、指定管理者へのヒアリング等により把握しました。</p> <p>その後、指定管理者の選定に用いた選定基準等に示された項目ごとに、次葉のとおり、具体的な業務の実施状況等についての確認結果をコメントした上で、「モニタリングの総合コメント」及び「今後の業務改善に向けた考え方」を記載しました。</p>
担当部課 (問合せ先)	下関市役所豊浦総合支所 建設農林水産課
	TEL : 083 - 772 - 4032
	E-mail : tunourin@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

■ 目標値の達成度

施設の性質上、目標値は設定していません。

■ モニタリングの総合コメント

漁港施設は、本来、漁業根拠地として漁船の停係泊や漁業者の就労条件の確保等のために整備された公共施設ですが、プレジャーボート等による漁港利用のニーズに応えるため、漁港本来の目的を阻害しない範囲内において市長が「漁船以外の船舶」に対して停係泊の許可を与えることができる区域を指定し、その区域内にある漁港施設及びその背後地等の管理運営について指定管理制度を導入し、漁船とプレジャーボート等による漁港利用の調整を図っています。管理運営業務の実施状況については、漁業協同組合として船舶の保管に関する知識及び経験を活用して漁業者との適切な調整に努めており、施設の維持管理等についても適切に行われていることから、総合的に判断して良好と評価します。

■ 今後の業務改善に向けた考え方

漁業従事者と漁船以外の船舶の所有者とのトラブルが生じたケースはなく、地元漁業協同組合として引き続き円滑な調整等の実施を求めます。

基本的な考え方(施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮)

合目的性・公平性・効果性

漁船以外の船舶の係留が可能な施設として、その係留許可及び漁船(漁業者)との調整を適切に実施するなど、基本協定の目的に沿った運営が行われました。また、施設利用の許可等について利用者からの苦情等は特になく状況でした。

業務内容

機能性・独創性(事業への具体的な取り組み方)

基本協定及び事業計画にのっとり管理運営の推進が図られました。また、施設の利用者に対しては漁港利用ルールの周知を図るなど、漁船とプレジャーボート等の漁港利用調整に努めていました。

責任性・実行性(施設の運営体制や組織)

業務に必要な管理責任者を配置し、当該施設の管理運営業務を適切に実施していました。

明瞭性・規律性(適正な事務や経理)

利用料金の徴収、各種支出について適正に処理され、領収書や経理関係調書も整理されていました。また、施設の使用許可の手続についても、適正に処理されていました。

安全性(安全管理、緊急時等の対応)

定期的な施設や係船等の状況把握に努め、利用者の安全確保及び利便向上に努めていました。また、緊急時に対応する連絡体制の確立が行われていました。

社会性(環境等への配慮)

施設の性質上、対応に限りはありますが、港内美化の周知を行うとともに、定期的な清掃活動に努めていました。また、山口県内の漁業者が水産資源保護のために自主的に行っている一斉休漁日などの取組について、漁船以外の船舶等の所有者に対して周知するなど、水産資源保護の推進に努めていました。

事業収支

経済性

事業収支について、収支ともに当初計画を下回ったものの、そのバランスは均衡を保っており、適正に執行されていました。安定的かつ継続的に本施設を管理運営できる範囲内であると認められます。

団体の経営状態

経営の健全性

財務諸表等を参考にした経営分析の結果、一部問題はあるものの、2年に1度山口県が立入検査を行っていることや毎年、全国漁業協同組合連合会による検査も適切に実施されていることから、指定管理者として適切と判断しました。